

3 用語解説

あ行

アウトリーチ

英語で「手を伸ばす」ことを意味し、社会福祉分野では、事業実施機関が潜在的な利用希望者などに手を差し伸べ利用を実現させるような取り組みのことを指す。

インフォーマルサービス

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援。具体的には、家族、近隣、友人、民生委員・児童委員、ボランティア、非営利団体（NPO）などの制度に基づかない援助などが挙げられる。

さ行

災害時支援者

高齢者世帯、要介護者、障害者、難病患者、妊婦、乳幼児、日本語に不慣れな外国人等、災害時に一人で避難が難しい住民。

災害ボランティアセンター

災害発生時に不特定多数のボランティアが集まる現場において、ボランティア活動を効率よく推進し、被災者の復旧・復興を支援する拠点。

自主防災組織

地域住民による任意の防災組織を言う。主に区会・町内会・自治会等が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体のこと。

社会福祉法

それまでの社会福祉事業法から名称変更するとともに、「利用者の立場に立った社会福祉制度の実現」と「時代の要請に応える福祉サービスの充実」を基本理念として平成12年6月に改正された法律。主な内容のひとつに「地域福祉の推進」を掲げており、市町村地域福祉計画の策定について明文化されている。

社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉事業の求めるところにより設立された法人のこと。社会福祉事業の公共性から、民法上の公益法人と比較してその設立運営に厳格な規制が定められている。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。

総合事業

「介護予防・日常生活支援総合事業」のことで、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すもの。

た行

地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるしくみのこと。

地域包括支援センター

福祉・介護・保健が一体となって、高齢者の生活を支える機関で、社会福祉士・主任ケアマネジャー・保健師等の専門職が連携して、介護サービスをはじめ、福祉サービス・権利擁護・高齢者虐待等、さまざまな相談を受ける。

ドメスティックバイオレンス（DV）

DVと呼ばれることが多い。家庭内暴力と直訳されるが、一般的には家庭内に止まらず親密な関係における男女間での暴力の意味。身体的暴力に限らず、心理的な暴力も含まれる。

な行

認知症

記憶障害から始まり、知的能力が脳の後天的な変化により著しく低下する病気。

は行

バリアフリー

公共の建物や道路、個人の住宅等において、障害者や高齢者をはじめ誰もが安心して利用できるように配慮した生活空間のあり方のこと。具体的には車いすでも通ることができるように道路や廊下の幅を広げたり、段差を解消したり、手すりを設置したりすること。また、物理的な障壁だけでなく、社会参加への障壁の排除等心理的、制度的な意味でも用いられる。

ひきこもり

人間関係を取り結ぶことに悩み、学校、社会、知人、そして親からさえも逃避し、人間関係を拒絶している状態のこと。

福祉避難所

災害時に、高齢者や障害者など避難所での生活に特別な配慮を必要とする人を一時的に受け入れる避難所のこと。

ボランティア

営利を目的とせず、自主的に社会事業などに参加し、活動をする人。

ボランティアセンター

ボランティア活動の相談、登録、あっせん及びボランティア活動に関する調査研究、情報提供、啓発、ボランティアの研修、機材の貸与などを行い、総合的にボランティア活動を促進している機関のこと。

ま行

民生委員・児童委員（主任児童委員）

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。給与の支給は

なく（無報酬）、ボランティアとして活動している（任期は3年、再任可）。また、児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされている。なお、児童に関することを専門的に担当する民生委員・児童委員を主任児童委員という。

や行

ユニバーサルデザイン

障害者の便利さ使いやすさという視点ではなく、障害の有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。

要支援・要介護認定者

介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを保険者である市町村から認定された人。介護保険の利用には、要介護認定を受けなければならない。

ら行

ライフスタイル

衣食住だけでなく、交際や娯楽なども含む暮らしぶりを指す。さらに、生活に対する考え方や習慣など、「文化」とほぼ同じ意味で使われることもある。

アルファベット

NPO

Non-Profit Organization 又は Not-for-Profit Organization の頭字語。非営利団体ともいう。ボランティア活動や市民活動などの社会貢献活動を行う団体のこと。また、利益の再分配を行わない非営利の組織や団体のこと。平成10年(1998年)3月に「特定非営利活動促進法」が制定され、一定の条件を満たせば特定非営利活動法人として法人格を得られることとなった。